

## 議第88号

## 京都市基本計画審議会条例の制定について

京都市基本計画審議会条例を次のように制定する。

平成21年 5月15日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 京都市基本計画審議会条例

## (設置)

第1条 京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審議会は、委員70人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

## (委員の任期)

第3条 委員は、基本計画に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長（副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長）がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(委員会)

第7条 審議会は、部会の調査及び審議の内容を調整させるとともに、基本計画において定めるべき市政の各分野における基本的な方針その他の重要事項に関し、横断的な調査及び審議を行わせるため、必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

提案理由

本市の基本計画について、調査し、及び審議するため、京都市基本計画審議会を設置する必要があるので提案する。